

令和8年度 水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金

生産資材等の価格高騰、高止まりの影響を受けている市内農畜産業者の事業継続・経営安定化に資するため、支援金を交付します。

対象者

国際社会の様々な情勢の変化等により、生産資材等の価格高騰、高止まりの影響を受けている農畜産業者（市内在住の個人又は市内に本社を置く法人）

<対象者の主な要件>

- ① 水俣市内に住所を有し、今後も農畜産業を継続する意欲があること
- ② 令和7年分の税務申告（法人は直前の決算年度分の税申告）を行っていること
- ③ 令和7年分の農畜産物販売金額が50万円以上（仕入れ販売金額を除く）の者、
または認定新規就農者
- ④ 市税の滞納がない者

対象経費

令和7年分の税務申告で申告した際の下記の経費の合計額
（1）肥料費 （2）飼料費 （3）農具費 （4）農薬・衛生費
（5）諸材料費 （6）動力光熱費 ※消費税相当分は除く

支援金額

**上記した対象経費合計金額の10%以内
（上限額10万円。千円未満切り捨て）**

申請方法 ・ 申請期間

所定の必要書類（詳細は裏面確認）を下記提出先へ提出ください。

令和8年9月28日（月）～12月18日（金）

（申請受付時間：土日・祝日を除く平日（開庁日）の午前9時～午後5時）

注意事項

※令和7年分の農畜産物販売金額が50万円以上の「販売農家でないと申請できません」のでご注意ください。
※支援金の交付は1交付対象者につき「1回限り」です。

申請書提出・ 問い合わせ先

水俣市農林水産課農業振興室（市役所3階14番窓口）
電話：61-1634

裏面へ 

※この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。

水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金 申請の流れ

1 次の方法で申請書等の様式を入手してください。

下記①、②の申請書等の関係書類は水俣市農林水産課窓口、JA あしきた水俣基幹支所、愛林館、葛彩館に設置しています。または水俣市ホームページでもダウンロードできます。



2 次の必要書類を準備してください。

	必 要 書 類
①	水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金 交付申請書兼請求書（様式第1号）
②	誓約書兼同意書（様式第2号）
③	<u>本人確認書類（運転免許証等の写真が入った身分証明書）の写し</u> ※法人の場合は、定款や登記事項証明書等の写し
④	<u>令和7年分の税務申告書 等の控えの写し</u> 【青色申告の場合】令和7年分所得税青色申告書および決算書（農業所得用）の控え 【白色申告の場合】令和7年分所得税白色申告書および収支内訳書（農業所得用）の控え 【市県民税申告の場合】令和7年分（8年度）市県民税申告書および収支内訳書（農業所得用）の控え 【法人の場合】直近年の事業年度の税申告で添付した決算書
⑤	<u>市税の滞納のない証明書</u>
⑥	<u>口座確認書類（申請者本人名義の振込先口座の通帳）の写し</u> ※金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が確認できるようコピーしてください。 （通帳の表紙と、表紙を開いた1ページ目をコピー）



3 必要書類がそろったら、申請期間内に市役所農林水産課（3階 14 番窓口）へ持参、提出ください。



4 書類等を確認の上、振込先口座へ支援金をお振り込みします。

※内容について、お電話等で確認させていただく場合があります。